8 生徒指導規定 (令和6年4月全面改定)

第1章 服装・容儀等

第1条 服装等に関する規定

- (1)制服
- ① 冬服、中間服、夏服はいずれも学校指定のものとする。学校指定の制服は以下のとおりである。

正 装 ※式典では正装とする。

- Aタイプ…ブレザーA、スラックスA(夏用 or 冬用)、長袖シャツA、半袖シャツA、 ネクタイL又はM、リボン
- Bタイプ…ブレザーB、スラックスB(夏用 or 冬用)、長袖シャツB、半袖シャツB、 ネクタイL又はM、リボン
- Cタイプ…ブレザーB、スカート(夏用 or 冬用)、長袖シャツB、半袖シャツB、 ネクタイL又はM、リボン

オプション

セーター、カーディガン、ベスト、ポロシャツ

※セーター、カーディガン、ベストは正装時に着用可。

- ② シャツの下の肌着の色は、白、黒、紺、茶、グレー系統の単色のものとする。
- ③ スラックスの裾は踏まない。
- ④ スカートの長さは、膝の皿が隠れる程度の長さとする。
- ⑤ 制服の加工・改造はしてはならない。また、腰周辺でスカートを折り曲げたり、ベルトを使用して固定してはならない。(新調などの希望があるときは、担任の先生を通じて生徒育成部に相談すること。)

(2)履物

- ① 制靴は学校指定のものとする。(黒革靴)
- ② グラウンドシューズ、体育館用シューズ、上履きは学校指定のものとする。

(3)靴 下

- ① 白、黒、紺、グレーの単色無地を基本としたレギュラーソックス(くるぶしを完全に覆うこと)とする。マークはワンポイントまでとし、ライン等が入っているものは不可。
- ② ベージュのストッキング又は黒のタイツは可とする。その際、靴下の着用は自由とする。
- (4) ベルト
- ① 黒、紺、茶系統を基本とする。
- (5) 防寒具
- ① 手袋、マフラー、ネックウォーマーは、「黒、紺、茶、グレー、白」をベースとするも

のを可とする。

- ② アウター着用については以下の通りとする。
 - ・黒、紺、茶、グレーの単色のアウターを原則とする。
 - ・メーカーロゴについては、プリントやマークのサイズは指定しない。
 - ・メーカーロゴ以外のプリントやマークのサイズは、拳大のワンポイントとする。
 - ・自転車通学生のロングコート類(ベンチコート含む)は安全上禁止する。
 - ・部活動生徒が各部で購入しているアウター類は可とする。(他の部のアウター貸し借り、中学校時代のものは着用不可)
 - ・教室内では、後方のロッカーか個人のバッグにしまう事とする。(入らないサイズは 不可)
- ③ 次のものは着用不可とする。「ニット帽、スカーフ、耳当て」

第2条 容儀等に関する規定

- (1) 頭髮
- ① 前髪の長さは目にかからないこととする。目にかかる場合はピンでとめる。
- ② 肩を超える長さの場合はゴムで結ぶ。
- ③ もみあげの長さは耳の穴を超えない。
- ④ パーマや染色及び脱色等は禁止する。
- ⑤ 極端なアシンメトリーやツーブロック、その他スキンヘッドやモヒカン等の奇抜な髪型 は禁止する。
- (2) 眉毛・まつ毛
- ① 眉毛について、極端に細いものや全剃りは禁止する。
- つけまつげやアイプチは禁止する。
- (3) その他
- ① 化粧は一切してはならない。
- ② 整髪料や香水などの使用は禁止する。
- ③ 色付きリップクリームは禁止する。
- ④ マニキュアやペディキュアは禁止する。
- ⑤ 指輪、ネックレス、ピアス、ブレスレット、エクステンション等の装身具類は禁止する。
- ※上記(1)~(3)以外で審議が必要な場合は、学年、生徒育成部で審議する。

第3条 その他の規定

- (1)登下校時について
- ① 登下校時は制靴とする。しかし、雨等で制靴が濡れた場合はグラウンドシューズも可とする。
- ② 休日の部活動の登下校時の際は、部顧問が許可したジャージ類又は制服とする。
- ③ 正鞄は指定しない。ただし、リュックタイプで入り口がファスナー等で閉まるものが望ましい。

- ④ 常に学生証を携行する。また、島外への旅行や外出の際にも携行すること。
- (2) 服装・制靴の着用について
- ① 休日や長期休業中の登校や、帰宅後の再登校する場合。
- ② 本校生徒の一員として行動する場合。(修学旅行、島内研修及び島外研修等)
- ③ 部活動の遠征時。ただし、顧問が許可したジャージ類は可とする。
- ④ 学校が制服・制靴の着用を指定した場合。

第2章 校内生活

第1条 物品について

- (1)以下の物品の所持・持ち込みを禁止する。なお、その物品の所持・使用が判明した際には、特別な指導を行うことがある。
- ① 補食(おにぎり、カロリーメイト、プロテインバー等)と判断できない菓子類
- ② 喫煙具類
- ③ 酒類
- ④ 薬剤等(シンナー、トルエン、その他の危険薬品等)
- ⑤ 刃物類(ナイフ、包丁、ドライバー、等)
- ⑥ その他、学校に不必要と考えられるもの
- (2) スマートフォンを校内へ持ち込む際には「スマートフォン等持ち込み許可願」を提出する。ただし、敷地内では電源をオフにしておく(マナーモード等も不可)。もし、敷地内での使用が判明したり音が鳴った場合(バイブレーション含む)や無届で敷地内に持ち込んだ場合は以下の指導を行う。
 - ① スマートフォン等を担任へ預け、生徒の目の前で封筒に入れて学校で預かる。(封筒は金庫へ保管)
 - ② 生徒は「スマートフォン等指導届」と「反省文用紙」を受け取り、記入後所定の先生方の指導を受ける。また、生徒本人から保護者等へ事情を説明して、保護者等から担任へ電話をするように伝える。その際、担任から保護者等へ指導の流れを伝える。
 - ③ 生徒の指導が終わったら保護者等来校のうえ、担任から保護者等へスマートフォン 等を返却する。
- (3) 物品の貸し借りは禁止する。
- (4) 物品の自己管理を徹底すること。万一物品が遺失または拾得した場合は、速やかに担任を通じて生徒育成部へ届け出ること。

第2条 施設・設備等の破損について

(1) 学校の施設・設備等は大切に扱うこと。万一破損した場合は、故意・過失を問わず直ち

に「校舎・施設・備品等破損要修理届」を提出すること。場合によっては修理費を負担 しなければならない。

第3条 金銭について

- (1) 許可なく金銭を集めたり、カンパ行為をしてはならない。
- (2) 金銭の貸し借りをしてはならない。
- (3) 金銭を遺失または拾得した場合は、直ちに届けること。

第4条 特別指導

(1) 校内外を問わず、次にあげる行為を行った場合は特別な指導を行う。

喧嘩、暴力行為、いじめ、対教師暴力・暴言、飲酒、喫煙、喫煙具類所持、窃盗、深夜徘徊、無許可免許取得、無許可アルバイト、考査等における不正行為、定期券不正使用、無断外泊、誹謗中傷等、情報モラル違反、行き過ぎた交際、その他法に触れる行為、再三に渡る学校の指導に乗らない場合等

第3章 校外生活

第1条 外出時間・立ち入り禁止場所

- (1) 近隣校との申し合わせにより、20時までには帰宅するものとする。
- (2) バーやスナック、パチンコ店、ボートピア等の風俗営業店には、絶対に立ち入ってはならない。
- (3) カラオケ店については、20時までに帰宅できる時間までは利用可とする。

第2条 各種届出について

(1) キャンプ、集会、イベント等へ参加する場合は「キャンプ願」「集会許可願」等を事前 に学校へ提出し、許可を得ること。

第3条 アルバイトについて

(1) 家庭の事由によりアルバイトを希望する場合は「アルバイト許可願」を提出すること。 アルバイトは、通年、長期休業中それぞれアルバイト審査会の審議を経て許可をする。 家庭の事由とは以下の条件のいずれかに該当する場合とする。

<条件>

通年

- ① 諸納金が未納である
- ② 奨学金を受けている
- ③ 生活保護を受給している

④ ①~③以外で、特別な事情により生活が困窮している

長期休業中

- ① 諸納金・部費・遠征費等が未納である
- ② 進学・就職の準備金が必要である
- ③ 現在の生活が困窮している

<注意事項>

- ① アルバイトは原則保護者等の責任の下で行う。学校はアルバイト先の斡旋等は行わない。
- ② お小遣い等を目的としたアルバイトは認めない。
- ③ 学校生活に問題があると判断された場合は、いかなる理由があろうとアルバイトを中断させることがある。学校生活に問題があるとは以下の通りである。
 - a 問題行動等で指導を受ける
 - b 授業の欠課時数が1/3以上である
 - c 定期考査における成績について
 - ・ 通年のアルバイトの場合は、申請時までの定期考査の総合成績において欠点科 目がある
 - ・ 長期休業中のアルバイトの場合は、直近の定期考査の成績において欠点科目がある
 - d その他、学校生活上問題があると判断した場合
- ④ 3年生の冬季休業中のアルバイトは進路内定者のみとする。
- ⑤ 勤務日と勤務日数ついて
 - ・通年のアルバイトについては土日祝日のみの勤務とし、平日の勤務や週末の学校行事時の勤務は認めない。また、定期考査時間割発表から定期考査終了日までは勤務は認めない。ただし、長期休業中については長期休業中の勤務日数等を基準とする。
 - ・長期休業中のアルバイトについては休業日の2/3の日数までの勤務とし、休業日 の最終日は学校準備のため勤務不可とする。
- ⑥ 20時には自宅に到着できるように、勤務時間を設定する。
- ⑦ 職種について、接待を伴いアルコールを直接提供するもの、風俗営業に類するもの、 危険を伴うもの(危険な薬品の取り扱い、高所作業等)は禁止する。
- ⑧ 上記①~⑦を順守しない場合は、アルバイトを禁止することもある。
- (2) 賃金が発生しない手伝いをする場合は「手伝い願」を提出すること。「手伝い願」が許可される条件は以下の通りである。注意事項については(1)の<注意事項>を原則とするが、勤務日と勤務日数については状況に応じて別途審議する。

<条件>

- ① 保護者等、親戚の自営業を手伝う
- ② 保護者等、親戚の勤務先で仕事を手伝う
- ③ 地域の各種イベント等の手伝い
- ※上記以外で、保護者等の知り合い等の仕事を手伝う場合は、理由や職務内容等を踏まえて別途審議する。

第4条 その他

- (1) 本校生徒の資格で団体行動をなし対外試合等へ参加する場合は、事前に学校の許可を受けること。
- (2) 交際については互いにその特性を理解し、互いを尊重する健全なものであるように心がける。
- (3) 外泊について、保護者等が同伴しない外泊については禁止する。

第4章 交通関係

第1条 交通事故発生時の対応

- (1)被害者の場合
- ① まずは警察署、保護者等、学校のいずれかにすぐに連絡をとる。
- ② 相手の車やバイクの特徴(色、ナンバー等)を記録し、相手の氏名、住所、年齢、勤務 先、電話番号等を確認する。
- (2) 加害者の場合
- ① 停車して相手の安否を確認する。
- ② 相手の意識がはっきりしている場合は警察へ連絡する。相手の意識がない場合や怪我がひどい場合はすぐに救急車を要請し、救命救急又は応急手当を行う。
- ③ 保護者等又は学校に連絡をする。

第2条 自転車通学に関する規定

- (1) 自転車は軽車両に分類されることから、交通安全に関するルールやマナーを守り、交通 法規に反する行為を起こさないように心がけること。
- (2) 通学に自転車を用いるものは、年度初めに「自転車通学許可願」を提出する。
- (3) 通学許可証のステッカーを使用自転車の後輪カバーに貼付する。
- (4) 校内では自転車は指定された駐輪場へ駐輪し、施錠する。
- (5) 校内では乗車しないこと。
- (6) 校外へ無断駐輪しないこと。
- (7) 自転車の車体安全には常に気を配り、学校が行う車体点検を受けること。

- (8) 乱暴な運転をしないこと。
- (9) 交通法規に違反したり、学校の指導に反する行為(自転車の改造を含む)が認められた者は、特別な指導を行うことがある。
- (10) ヘルメットは安全上の観点から着用することが望ましい。

【自転車の交通法規違反例】※違反者には罰金~懲役刑

並進 二人乗り 無灯火 スマートフォン等を使用しながらの運転

一時停止無視 信号無視 酒酔い運転 飲酒運転

第3条 運転免許に関する規定

(1) 原動機付自転車(原付バイク)及び小型特殊自動車について

原則、免許取得は認めない。ただし、家事、就職等の都合により取得及び運転を希望する者は、その都度「運転免許取得審査会」で審議する。取得の条件と取得の流れは以下の通りである。また、年度をまたいで申請がある場合には、年度当初に毎年度審議を行う。

<条件>

- ① 申請した当該年度のそれまでの定期考査の総合成績(年度初めの申請は前年度末の成績)において欠点科目がない。
- ② 諸納金や部費等の未納がないこと
- ③ 日常の学校生活態度が他の生徒の模範であること
- ※運転が許可された後に上記の条件を満たさない状況があれば、再度審議し運転の許可を取り消すこともある。

<取得の流れ>

- ① 「運転免許取得許可願」を提出
- ② 免許を取得したら「運転免許取得届」を提出
- ③ 運転を許可されたら「運転許可証」を発行
- (2) 自動二輪車(小型、中型、大型) について いかなる理由があっても免許取得は許可しない。
- (3) 普通自動車について

原則、免許取得は認めない。ただし、進路内定者で免許取得を希望する者は、「運転 免許取得審査会」で審議する。取得の条件と取得の流れは以下の通りである。ただし、 自動車学校通学が許可された後に以下の条件を満たさない状況があれば、再度審議し通 学を中断することもある。

<第1期通学の条件>

- ① 第1回考査と第2回考査の総合成績において欠点科目がない
- ② 第3回考査までの各科目の出席時数が2/3以上である。
- ③ 諸納金に未納がない

④ 日頃の学校生活に問題がない

[補則]

- ① 第3回考査までの総合成績で欠点科目が出た場合は、第4回考査で欠点科目が解消 されるまで通学を禁止する。
- ② 学年総合成績で未履修単位があれば、履修が認められるまで通学を停止する。
- ③ 考査時間割発表日から考査終了前日までは通学を停止する。
- ④ 自動車学校修了証は各自で保管すること。
- ⑤ 運転免許試験は2月末に五島警察署で受験することができる。
- ⑥ 通学を許可された者には「入校式・適性検査・1 教程」までの受講許可を出すが、 下記に該当する者はその後の通学を制限する場合がある。
 - ・自動車学校を優先し、授業・補習を欠席した場合
 - ・自動車学校を優先し、学校行事等を欠席した場合
 - ・学校生活に問題があると判断された場合(特別指導、生活態度等)
- (4) 運免許取得審査会メンバーは、教頭、学年主任、当該学級担任、生徒育成部主任、生徒 育成部自動車学校担当、(進路指導主事)、(当該部顧問)、(その他関係職員)とする。